

新版『写真著作権』の出版企画に思うこと！

山口勝廣 (常務理事、著作権担当)

2011年4月1日、日本写真家協会は公益社団法人となりました。

近年の社会状況の様変わりには言語に絶するスピードとデジタル化によるインターネットの急激な技術開発・普及によって、アナログ世界とは一変してしまったように感じられます。先行するテクノロジーに写真を取り巻く環境も大きく変化して、銀塩で育った世代には考えられない時代になっています。

問題は懐旧の念に浸っていたり懐かしんだりしている時間がないということです。時の流れはとどまることがなく、そのようなことをしている間にとり残されてしまい、おいてけぼりを食ってしまうということでしょう。

日本写真家協会は、2003年に『写真著作権』を草の根出版から出版しました。しかし、この10年の社会状況の変化は、著作権を取り巻く環境にも大きく影響してきました。そこで著作権委員会では、ソーシャルネットワーク時代に対応、最新の著作権事情を反映した出版企画を立て、公益社団法人として新版の出版に取り組んできました。

企画目的：

一般書として広く写真愛好家にも読まれる本とし、解りやすいカテゴリーごとの「Q&A」方式で撮影現場でふと戸惑ったり、困ったなといったときにも役立つような親しみのある内容として、専門家に執筆を依頼しました。

また、写真文化の発展のために、権利者側からの社会へのメッセージともなるよう考慮し、写真著作権の歴史の変遷などを概論として纏めました。

【進化し続けるIT社会での写真著作権】

◀多様化したデジタル環境での写真著作権の保護のために▶

ー ソーシャルネットワーク時代に対応 ー

IT (情報技術) 社会への急速な流れは、私たちの日常生活を大きく変化させてきました。インターネットの普及は国境という壁を取り払い、その利用は加速度的に広範囲にわたっています。出版に関しても紙媒体から電子媒体へと変化の途にあり、単に時流とだけでは言い切れない状況になっています。

デジタルネットワーク社会になった今日、インターネットは世界中の人々に開かれたメディアとして、リアルタイムに情報が世界を駆け巡っていますが、時には情報の氾濫によって混乱も生じています。冷静に取捨選択して見極める必要があります。

出版事業の大変革により、書物の電子化にともなう著作権の権利処理やルールの確立が急務となり、「紙の雑誌をデジタル配信する場合」の権利処理に関するルール作りのための協議が日本雑誌協会と著作者団体 (日本文藝家協会・日本写真著作権協会) で行われ、デジタル化にともなう雑誌の著作物使用に関する権利処理のガイドラインが作成されました。

写真著作権も紙媒体のみではなく、Web関係を含め、ますます複雑化した時代に対応する必要があります。

大きく様変わりする社会の中で、今の時代を記録し残すことは写真家の使命であります。時代を記録した写真は歴史の証言者となることができますが、過ぎ去った時を追い求めても、過去に遡って写真を撮ることは絶対にできないのが写真です。

そのためにも、著作権や肖像権等の正しい理解が求められています。

「写真力と歴史の証言者」

ー 著作権は写真家の生命である ー

平成23年3月11日、未曾有の東日本大震災の発生で東北沿岸地域が壊滅状態になり、死者、行方不明者は約2万人にのぼりました。3.11東日本大震災で被災された方たちが、あの悲惨な状況で海水や泥にまみれた家族の写真に「どれほど慰められ、勇気づけられたことか、残された1枚の写真によって、恐怖や悲しみを超えて未来への希望にもなる」とインタビューで語っておられたことに感動しています。

それこそが「写真力」であり、「写真のもつ役割」ではないかと思います。

極限状態にあっても、ほんの身近な日常の記録が、時として大きな力になり、生きる希望になるとの言葉は、改めて写真人として、感銘を受けました。

「写真記録は歴史の証言者である」

著作権は写真家の生命であるといえましょう。

インターネットを利用したWeb上での写真の販売や流通、ホームページやブログ上の作品発表などと多様になり、一方では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な普及によって、その利用規約の中には著作権放棄を容認させるようなものが散見され、写真著作権に関わる侵害やトラブルが増加傾向にあります。

また、デジタル出版では、写真原板から製版にいたる過程でデジタルデータ化し、印刷されています。

この場合、特に注意しておかなければならないことに、印刷完了時点で写真原板が出版社や印刷会社、あるいはスポンサーから返却されたとしても、デジタルデータが先方のサーバーに残ることになります。

その上、デジタルデータそのものは不変であるところから、どれがオリジナルかどうかすらわからなくなり、幾つものオリジナルが生まれることになります。それだけにデータの返却やデータが廃棄されたとして

も、不安が付きまとい写真原板以上に気を配る必要があります。

現状では、先方との信頼関係に依存するしかなく、まことに手ぬるい現実があります。

「JPS著作権よろず相談」にもすでに、デジタルデータ化された写真の流用による不正二次使用や他社での無断使用による出版などが報告されています。

デジタルデータは安易に加工や改変ができ、著作権管理が難しくなったといえます。

時代の推移による出版環境の変化に対抗するには、先行するテクノロジーに立ち遅れないよう、著作権に関わる諸問題も、注意深く将来を見据えて考えていかねばならないことでしょう。

デジタル技術の進化により、ますます著作者の権利を守ることの難しさが表面化しています。写真著作権の管理は今後の大きな課題といえるでしょう。

【内容と執筆者】

著 名：ユニ知的所有権ボックス No.15 『写真著作権』

編 集：公益社団法人 日本写真家協会

発 行 所：株式会社太田出版

仕 様：A5判 200頁 初版 2,500部

定 価：2,200円（税別）

構 成：

① 絵

② 巻頭言：田沼武能（公益社団法人 日本写真家協会会長）

第一部 写真著作権概論：

川瀬 真（横浜国立大学大学院国際社会学研究科教授・前文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長）

旧法に始まる著作権制度の歴史・なぜ著作権が生まれたか、その後どう展開したか、今後の見通しは、他ジャンルに比較して写真著作権期間の差別の起因は、といった著作権全般と写真著作権について

第二部 【Q&A】に学ぶ写真著作権：

- ・著作権保護の基本：北村行夫（虎ノ門総合法律事務所所長・弁護士）
- ・フォトジャーナリズムと写真著作権：花井 尊（東京写真記者協会事務局長）
- ・出版と写真著作権：大亀哲郎（ユニ著作権相談員・元小学館総務局・法務・ライツ局ゼネラルマネジャー）
- ・広告写真の著作権：志村 潔（廣告社株式会社コミュニケーション局統括局）
- ・肖像権：大家重夫（久留米大学名誉教授）
- ・契約と写真の著作権：石新智規（虎ノ門総合法律事務所弁護士）

第三部 新しいメディアと写真著作権：

山田健太（専修大学文学部准教授）

先行するWeb上での写真著作権・電子出版を広範囲に、デジタル時代の電子書籍と写真著作権、日本雑誌協会の著作権に関する権利処理のガイドライン、等

